

協 議 事 項

仙台市あての義援金の追加配分案について

1 配分可能額及び追加配分案

(1) 配分可能額 : 約 1,300 万円

(2) 追加配分案

震災により両親又は片親を亡くされた未成年者（いずれも仙台市独自基準）に対し、次のとおり追加配分を実施する。

対象	既配分額		配分予定額	配分額計	対象者数	所要額
	県	市				
震災により両親を亡くされた未成年者 [※]	50 万円	180 万円	16 万円	246 万円	7 名	112 万円
震災によりいずれかの親を亡くされた未成年者 [※]	—	90 万円	8 万円	98 万円	136 名	1,088 万円
合計					143 名	<u>1,200 万円</u>

(※) 平成4年4月2日から平成23年3月11日までに生まれた方を言う。

2 理由

(1) 宮城県においては、第6次配分として人的被害及び住家被害に対し追加配分を行うことを決定しており、本市としては、県による追加配分の対象外となっている区分への支援が必要であると考えられる。

(2) 震災により両親又は片親を喪った未成年者については、住家被害とは異なり震災からの復旧・復興に伴い、その被害状況等が改善されるものではなく、今後の進級・進学はもとより将来に向けた生活を考慮すると、さらなる支援が必要であると考えられる。